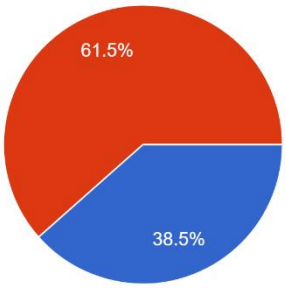
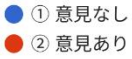
資料 7-1

議会基本条例の改正について

１．前文（案）について

13 件の回答




①意見なし　　5

②意見あり　　8

**１で「意見あり」の方は自由にご記載ください。（意見についての理由や考え方も詳しく書いていただけると幸いです）**（８の回答）

・前文(案)改正について、整理されていると思います。社会状況、人口構造の変化は今後も注視すべき課題であります。町の自治基本条例にある議会の役割、議会の責務、議会の活動についての適合性が前文において記述されており、私は賛同します。前文については、いつもいつも改正するものではありませんが、今回の追加事項は必要と認識しております。

・主権者教育と言うワードが前文と第８条に新しく明記されました。芽室町議会として主権者を児童生徒(若者)に絞ろうとしているのか、社会人としているのか協議が必要と思います。

・６行目、及び関係機関 ¨ 削除

７行目、地域社会の持続的 ¨ 地域経済、社会の持続的に変更

・農業を基幹産業とする の記述については不要で、現行の記述で良いと思います。

・「分かりやすい議会、開かれた議会、行動する議会」は「わかりやすい議会、ひらかれた議会、行動する議会」として、町民にとっても親しみの持てる「ひらがな表記」に修正してはどうでしょうか。

・「関係機関」は削除。

・議会の役割は議会の理解や町民参加を促すことであって、現在行っている事業を評価してみると主権者教育を全面に謳うには時期尚早のような気がします。全文が長くなって、肝心の目指すところの「開かれた議会」が薄れる感があります。

・１．前文は、議会が行うことを一つひとつ並べるのではなく、議会の姿勢と目指す方向を端的に示すものであるべきだと考えます。今回の修正案は、社会の変化を踏まえ、持続可

能な地域社会の実現と将来世代への責任を示している点に共感します。一方で、全体として文章が長く、何を最も伝えたいのかが分かりにくいと感じます。内容を絞り、議会が目指す方向をより明確に示してはどうかと思います。

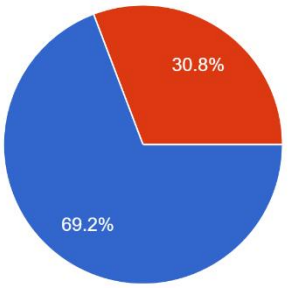
２．前文では、町民の代表として町政の重要な判断を担い、持続可能な地域と将来世代に責任を持つことを、議会の目指す方向として示したいと考えます。また、情報公開と説明責任を果たし、町民との信頼関係を築く姿勢は、これまでの議会の姿勢とも一致するものであり、将来に責任を持って判断し、その判断を町民に開き、説明することが、町民との信頼関係につながると考えます。

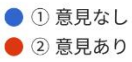
３．修正案には、情報公開と説明責任に続き、町民の多様な意思の把握や議員同士の討議・熟議などが書かれています。また、主権者教育についての記述もあります。これらは具体的な議会運営や取組にあたるため、前文ではそこまで詳しく書かなくてもよいと考えます。一つひとつ盛り込むと文章が長くなり、議会の姿勢や目指す方向が見えにくくなるためです。 情報公開と説明責任を果たし、町民との信頼関係を築くという姿勢は残したうえで、具体的な議会運営や主権者教育の記述は省き、前文全体を簡潔にしてはどうかと思います。

・全協で発言したとおり

２．条文（案）について

13 件の回答




| | |
|---|---|
| ① 意見なし | 9 |
| ② 意見あり | 4 |

**２で「意見あり」の方は自由にご記載ください。（意見についての理由や考え方も詳しく書いていただけると幸いです）**（４件の回答）

・前文(案)についても記載させていただきました。平成 25 年に議会基本条例が制定されたおり、町の自治基本条例も議会の責務、議会の活動について「別の条例で定める」と規定してます。今後、少子高齢化など「まちのかたち」もかわっていきます。個々の条例改正は、適宜必要と思います。

・第８条の６「主権者教育を推進します。」個人的にはしっくりしていません。何が原因な

のかはわかりません。

・町民全体の主権者意識の向上を推進する位で良いと思う

・第８条第６項についての意見

１．第８条第６項の、議会が「主権者教育を推進します」とする規定は、設けないことを意見とします。「主権者教育」は幅広い内容を含む言葉であり、この規定からは、議会が何を、どこまで担うのかが分かりにくいと感じます。

２．議会は現在、白樺学園高校との連携事業や芽室高校との意見交換に取り組んでいます。議会や地域の課題を知る機会をつくること自体を否定するものではありません。一方、わたしは、事業の内容が、議会側の掲げる「地方自治の担い手意識の醸成」という目的にどのようにつながっているのか、また、その取組に議員が関わることにどのような意味があるのか、疑問を感じてきました。議会では事業の目的や内容について検討し、内容の変更や成果の評価も行っています。しかし、わたし自身は、目的と実際の取組とのつながりや、議会が担う役割について、なお十分に整理できていません。

３．議会としてどのように関わるのかが分かりにくく、現在の事業の目的や内容についても疑問が残る中で、条例に「主権者教育を推進します」と掲げることには賛同できません。高校生をはじめ町民と関わる際には、機会をつくること自体を目的にするのではなく、何のために、なぜ議会が関わるのかを明確にし、それぞれの事業の内容と成果を確かめながら取り組むことが大切だと考えます。

・第 17 条についての意見

１．第 17 条は、今回の追加・変更を行わず、現行条文のままでよいと考えます。現行条文には、町政の重要な政策や課題について、議会としての共通認識を深め、政策形成能力の向上を図るため、議員政策討論会を開催することがすでに定められています。

２．修正案では、政策討論会を議会活性化計画に位置付けることなどを新たに定めています。しかし、なぜ今この変更が必要なのか、政策討論会を通じて何を実現しようとしているのか、わからないです。令和７年度の条例検証シートには、今期はまだ政策討論会の実践事例がないことや、討論会の意義を確認する必要があるとの意見がありました。実践事例がないことだけを理由に開催を活性化計画に位置付ければ、討論会を開くこと自体が目的になるのではないかと心配します。

３．政策提言を行う手法は、議員政策討論会だけではありません。委員会として意見書を提出し、首長と委員長が協議した結果、方向が変わった実績もあります。まずは、現在の委員会活動や議員間討議では十分にできていない、どのようなことを政策討論会によって実現したいのかを明らかにし、他の手法との使い分けも含めて、議員間で認識を共有することが先ではないでしょうか。議員政策討論会は、議会が持つ手法の一つとして、必要性を判断しながら活用することが大切だと考えます。そのため、今回の修正案の必要性が明確にならない現時点では、現行条文を維持したいと思います。